

第9部 林野火災対策計画

火災による広範囲にわたる林野の消失といった林野火災に対する対策については、本計画によるものとする。

主な実施機関

市町村，
県(危機管理局，秘書課，管財課，保健福祉政策課，医療政策課，健康増進課，
県立病院課，薬務課，生活衛生課，水産課，林業振興課，
交通政策課，道路保全課，港湾課)，警察本部，
四国管区警察局，四国厚生支局，四国森林管理局(徳島森林管理署)，
四国地方整備局，四国運輸局(徳島運輸支局)，徳島地方气象台，
西日本電信電話株式会社，(株)エヌ・ティ・ティドコモ四国徳島支店，
日本赤十字社徳島県支部，日本放送協会徳島放送局，
西日本高速道路(株)，本州四国連絡高速道路(株)，四国旅客鉄道(株)，日本通運(株)，
四国放送(株)，(社)徳島新聞社，(株)エフエム徳島，徳島県医師会，阿佐海岸鉄道(株)，
自衛隊

第1章 災害予防

第1節 林野火災に強い地域づくり

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、市町村は、県と協議して、林野火災特別地域を決定するとともに林野火災特別地域対策事業計画を樹立する等、総合的な林野火災対策の推進に努めるものとする。

四国森林管理局(徳島森林管理署)、県及び市町村は、林野火災予防のため、保護樹帯の設置、標識等の整備、林野火災多発期における注意警報の適切な伝達、防火宣伝の強化等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

四国森林管理局(徳島森林管理署)、県及び市町村は、防火林道、防火森林の整備等に努めるとともに、警報発令中の火の使用制限の徹底を図り、多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等に努めるものとする。

第2節 林野火災防止のための情報の充実

火災気象通報等の伝達系統は、第2部第2章第4節「情報通信計画」によるものとする。

市町村長は、火災気象通報について知事から通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災に対する警報を発し、及び消防団員等の動員体制を整えるとともに住民に周知するものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡関係

1 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制については、第2部第2章第4節「情報通信計画」及び第5節「災害情報の収集・報告計画」によるものとする。

2 情報の分析整理

県及び市町村等は、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

3 通信手段の確保

防災機関は、第2部第1章第15節「防災施設等整備計画」及び第2部第2章第4節「情報通信計画」に基づき、災害時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第2 災害応急体制の整備関係

1 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

2 防災機関相互の連携体制

林野火災時における防災機関の連携については、第2部第2章第3節「防災関係機関応援計画」によるものとする。

林野火災は、隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、県は隣接県と協議して林野火災発生時の広域応援体制の整備等に努めるものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動関係

1 救助・救急活動関係

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動関係

県及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の備蓄に備えるものとする。

県及び市町村は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

3 消火活動関係

市町村は、防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化と適正な配置に努めるとともに、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、広域航空応援体制・活動拠点及び資機材の整備に努めるものとする。

消防機関は、平常時から機関相互の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

第4 緊急輸送活動関係

警察本部及び県、市町村は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

警察本部は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

警察本部は、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

第5 施設、設備の応急復旧活動関係

防災機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

第6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

県及び市町村等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

県及び市町村等は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第7 防災機関等の防災訓練の実施

消防機関は、様々な状況や広域応援も想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

第4節 防災知識の普及等

防災知識の普及等は、第2部第1章第8節「防災知識の普及計画」によるほか次のとおりとする。

林野火災の出火原因の大半が、たき火やタバコ等の不用意な火の取扱によるものであり、県及び市町村は、広報活動や消火訓練等を通じて、林野周辺住民、入山者等の防災知識の普及、予防啓発等防火思想の徹底を図るものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

災害情報の収集・連絡及び通信の確保については、第2部第2章第4節「情報通信計画」及び第5節「災害情報の収集・報告計画」に定めるほか、次のとおりとする。

第1 災害情報の収集・連絡

1 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握しこれらの情報を消防庁及び林野庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

また、警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

2 一般被害情報等の収集・連絡

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡するものとする。

3 応急対策活動情報の連絡

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 防災機関の活動体制

林野火災が発生し、また発生するおそれのある場合の各防災機関の活動体制は、第2部第2章第1節「活動態勢計画」及び第2節「県の配備体制及び職員の配置計画」によるほか、次のとおりとする。

1 県及び市町村の活動体制

県、市町村は災害の状況に応じて速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

2 四国森林管理局(徳島森林管理署)の活動体制

四国森林管理局(徳島森林管理署)は、災害対策の早急な実施を図るために必要があると認め

られるときは、森林管理局(森林管理署)に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達及び応急対策の実施について万全の措置を講ずるものとする。

四国森林管理局(徳島森林管理署)は、災害の状況に応じて、必要があると認めるときは、現地派遣班を編成して、被災地に職員を派遣するものとする。

3 林業関係事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関、警察本部等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

第2 広域的な応援体制

林野火災発生時における広域的な応援体制については、第2部第1章第15節「広域応援計画」によるほか次のとおりとする。

- 1 県は、災害が広域に及び緊急の必要があり、市町村が消防相互応援の要請を行うことが困難な場合は、他の市町村長又は消防組合管理者に対し消防相互応援協定の実施、その他災害の防衛に関し必要な指示をするものとする。
- 2 市町村は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を求めることとする。

県は、市町村から応援要請を求められたとき、又は火災が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を行うものとする。

第3 自衛隊災害派遣要請計画

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、第2部第2章第8節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき、要請を行うものとする。

第3節 救助、救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急活動

林野火災発生時における救助・救急活動については、第2部第2章第12節「救助計画」及び第13節「消防防災ヘリコプターの活用計画」によるものとする。

第2 医療活動

林野火災発生時における医療救護活動については、第2部第2章第14節「医療及び助産計画」により実施するものとする。

第3 消火活動

1 消防機関等による消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

県は、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りながら、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火を早期に実施するよう努めるものとする。

2 被災地以外の市町村による応援

被災地以外の市町村は、被災地の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

林野火災発生時の緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動については、第2部第2章第32節「緊急輸送計画」及び第33節「交通応急対策計画」によるほか、次のとおりとする。

1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

2 交通の確保

警察本部は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制に当たって、警察機関、道路管理者、小松島海上保安部等は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5節 避難収容活動

林野火災発生時における避難収容活動は、第2部第2章第10節「避難計画」によるものとする。

第6節 施設、設備の応急復旧活動

県及び市町村等は、関係機関と連携して施設・設備の被害状況等を把握して、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

第7節 被災者等への的確な情報伝達活動

被災者等への的確な情報伝達活動については、第2部第2章第6節「災害広報計画」によるもののほか、次のとおりとする。

第1 被災者への情報伝達活動

防災機関は、被災者のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うこととする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地住民等に対し、林野火災の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

第3 住民等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第8節 二次災害の防止活動

県及び市町村等は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努める。

第3章 災害復旧

防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。